平成２２年（フ）第３２３号
岐阜市中２丁目11番地
債務者　松下　茂代
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤玲央奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３２４号
岐阜市中２丁目11番地
債務者　松下　啓子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤玲央奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１８２号
三重県津市高野尾町4756番地33
債務者　東條　哲也
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６７号
三重県伊賀市久米町41番地の16
債務者　大知　好恵
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第４７１号
神戸市灘区都通３丁目２番７―501号
債務者　梶原　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５００号
兵庫県三田市福島329番地２　沢の本宿舎２棟101号
債務者　松本　　修
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２５号
神戸市灘区新在家南町１丁目１番３―1302号
債務者　大田　忠宏
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２６号
神戸市灘区新在家南町１丁目１番３―1302号
債務者　大田まさよ
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３１号
神戸市長田区二番町４丁目41番地の１スカイハイツ606号、従前の住所神戸市須磨区神撫町２丁目３番２号
債務者　白石まゆみ（旧姓瀬戸）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６０号
神戸市北区花山東町３番25―1108号
債務者　後藤　利彦
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６２号
神戸市北区花山東町２番18―502号
債務者　関谷あゆみ
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７１号
神戸市中央区南本町通６丁目１番23―702号
債務者　織井　真弓
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７４号
神戸市灘区桜口町３丁目２番10―502号
債務者　尾﨑　和美
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７６号
神戸市北区南五葉２丁目４番27―402号、従前の住所神戸市北区藤原台中町２丁目14番９―105号
債務者　川﨑由加里
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４号
兵庫県養父市森422番地３、前住所兵庫県養父市口米地45番地１
債務者　田村有香子（旧姓田畑）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
広島県尾道市浦崎町3592番地
債務者　田頭　　猛
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第７６号
広島県尾道市東元町５番５号
債務者　吉岡奈津希
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係